



府 食 第 4 5 号
平成 2 6 年 1 月 1 4 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日付け厚生労働省発食安第 1 1 2 0 第 3 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤に係る食品健康影響評価について、平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第 1 2 5 回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成 2 7 年 1 月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成 2 7 年 1 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	以下の資料を提出すること。 Gaou I. (2003), "13-Week toxicity study by oral route (gavage) in rats", CITOX Evreux, France, Study no. 22962 TCR (「過酢酸製剤の規格・基準設定並びに構成成分の食品添加物指定要請添付資料概要」(株式会社ピーズガード、平成25年(2013年)11月)の引用文献 No. 36 (OECD SIDS Dossier/Peracetic acid OECD HPV Chemical Programme, SIDS Dossier, approved at SIAM26 (2008a)) において引用されている資料)	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の安全性評価に必要であるため。
2	上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上